

天神地下街イベントコーナー使用要領

福岡地下街開発株式会社

イベントコーナー使用要領

福岡地下街開発株式会社（以下会社という）が管理するイベントコーナーの使用については、この要領の定めるところによる。

1. 使用目的

イベントコーナーの使用目的は、天神地下街の販売促進に資する催事及び街内の賑わいを創出する催事で、会社が認めるものとする。

2. 会場概要

- ・場所：福岡市中央区天神2丁目地下1号 天神地下街イベントコーナー
- ・面積：111m²（平面図参照）

3. 申込み手続き

- （1）申込みは使用予定日の1ヶ月前までに、「イベントコーナー使用申込書」（様式1）、企画書、会場図面等を会社に提出し承認する。
- （2）使用にあたり必要となる関係官公庁への届出は、申込者の手配にて使用日の7日前までに行うものとする。

4. 使用料

- （1）使用料の支払いについては、請求書に記載された振込期日（原則として使用日の7日前まで）に会社指定口座に振込にて入金するものとする。また、振込手数料については申込者の負担とする。
- （2）基本料金（1日当たり）

（消費税別）

	一 般	天神地下街テナント
平 日	100,000円	80,000円
土曜・日祭日	120,000円	100,000円

- ・公共機関の使用については天神地下街テナントの料金を適用する。
- ・基本料金は使用時間にかかわらず1日単位とする。
- ・会社が特に必要と認める催事についてはこの限りではない。

(3) 歩合料金

物販催事の場合は基本料金とは別に、売上高の10%相当額の歩合料金を徴収する。また、天神地下街テナントが物販催事を行う場合は、店舗の売上と合算すること。

5. 使用期間・時間

使用期間は興行的（興行法による興行）な催事の場合は1カ月に4日間とし、その他の催事の場合については制限を設けない。使用時間は原則として午前10時から午後8時までとする。

6. キャンセル

- (1) 申込者の都合で使用日の7日前までにキャンセルする場合、基本料金の全額をキャンセル料として徴収する。
- (2) 申込者の責によらない天変地異や不測の事故・災害で使用が不可能となった場合は、既に支払われた基本料金を返還する。この場合、返還額は振込手数料を控除した金額とする。

7. 使用制限

以下の事項に該当する場合は、申込みを断る場合がある。

- (1) 天神地下街テナントとの競合または営業阻害の恐れがあるもの。
- (2) 天神地下街の品位を傷つける恐れのあるもの。
- (3) 必要な関係官公庁の許可が得られなかった場合。
- (4) 公序良俗に反すると判断される、もしくは管理上支障があり、使用が不適当と判断される場合。
- (5) 政治、宗教活動等に関係する場合。
- (6) 申込書に記載された内容に偽りの記載があった場合。

また、会社承認後、上記(1)～(6)が判明した場合は使用承認の取り消しや、使用中であっても使用を停止することがある。

8. 会場の設営及び撤去

- (1) 設営及び撤去は別紙記載の指定業者を使用するものとする。
- (2) 器材等は原則として駐車場から搬入・搬出すること。
- (3) 設営・撤去、また使用中に建物、諸設備、器具、備品等を破損させた場合は、申込者の費用負担で原状回復を行うこと。
- (4) 音、臭い、埃が発生する作業は21時から翌朝7時までとする。

9. 保険契約

申込者はイベントコーナーの使用に伴い会社及び第三者に損害を与えた場合には、申込者の負担と責任にて全てを処理するものとする。また、申込者は、かかる不測の災害事故等に備え施設賠償責任保険に加入するものとする。

10. その他

- (1) 使用期間中は、天神地下街防災センターにて入街届の手続きを行うこと。
- (2) イベントコーナー控室の鍵の受け渡しは、天神地下街防災センターにて行うこと。
- (3) 会場の人員整理、誘導、会場警備、控室を含む会場管理については、使用者側で責任を持って行うこと。使用後は使用者側で清掃を行い、ゴミの処理を行うこと。
- (4) 音響機器の使用にあたっては周辺店舗の迷惑とならない音量とすること。
- (5) 使用期間中、責任者は会場に常駐すること。
- (6) 会場の外でのチラシ配布は禁止する。

11. 問合せ先

福岡地下街開発株式会社
営業推進部 天神地下街マネジメントセンター
TEL : 092-711-1903

附則

昭和51年 9月10日制定

平成25年 4月 1日改定

平成26年 7月 1日改定

平成30年 7月 1日改定